

発電所敷地内における空气中放射性物質の核種分析結果 < 1/2 >

(データ集約 : 8/11)

採取場所	福島第一 西門						告示濃度限度* (Bq/cm <sup>3</sup> )
試料採取日時	2017年8月10日 7時00分 ~ 12時00分						
検出核種 (半減期)	試料濃度 (Bq/cm <sup>3</sup> )	倍率 ( / )	試料濃度 (Bq/cm <sup>3</sup> )	倍率 ( / )	試料濃度 (Bq/cm <sup>3</sup> )	倍率 ( / )	
I-131 (約8日)	ND	-					
Cs-134 (約2年)	ND	-					2E-03
Cs-137 (約30年)	ND	-					3E-03

\* 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則に定める告示濃度限度  
(別表第2 第四欄：放射線業務従事者の呼吸する空气中の濃度限度)

試料濃度は、揮発性と粒子状の合計値

1E-03 とは、1 × 10<sup>-3</sup> と同じ意味である。

二種類以上の核種がある場合は、それぞれの濃度限度に対する倍率の総和を 1 と比較する。

本分析における放射能濃度の検出限界値を下回る場合は、「ND」と記載

検出限界値は次の通り。

揮発性の I-131 が約 9E-8 Bq/cm<sup>3</sup>、Cs-134 が約 1E-7 Bq/cm<sup>3</sup>、Cs-137 が約 1E-7 Bq/cm<sup>3</sup>

粒子状の I-131 が約 6E-8 Bq/cm<sup>3</sup>、Cs-134 が約 6E-8 Bq/cm<sup>3</sup>、Cs-137 が約 7E-8 Bq/cm<sup>3</sup>

ただし、検出限界値は検出器や試料性状により異なるため、この値以下でも検出される場合もある。

発電所敷地内における空气中放射性物質の核種分析結果 < 2/2 >

(データ集約 : 8/11)

採取場所	福島第一 1号機北側法面上		福島第一 1, 2号機西側法面上		福島第一 3, 4号機西側法面上		告示濃度限度* (Bq/cm <sup>3</sup> )
試料採取日時刻	2017年8月10日 6時45分 ~ 11時45分		2017年8月10日 7時03分 ~ 12時03分		2017年8月10日 7時00分 ~ 12時00分		
検出核種 (半減期)	試料濃度 (Bq/cm <sup>3</sup> )	倍率 ( / )	試料濃度 (Bq/cm <sup>3</sup> )	倍率 ( / )	試料濃度 (Bq/cm <sup>3</sup> )	倍率 ( / )	
I-131 (約8日)	ND	-	ND	-	ND	-	1E-03
Cs-134 (約2年)	ND	-	ND	-	ND	-	2E-03
Cs-137 (約30年)	ND	-	ND	-	ND	-	3E-03

\* 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則に定める告示濃度限度  
(別表第2第四欄：放射線業務従事者の呼吸する空气中の濃度限度)

試料濃度は、揮発性と粒子状の合計値

1E-03とは、1 × 10<sup>-3</sup>と同じ意味である。

二種類以上の核種がある場合は、それぞれの濃度限度に対する倍率の総和を1と比較する。

本分析における放射能濃度の検出限界値を下回る場合は、「ND」と記載

検出限界値は次の通り。

揮発性のI-131が約1E-6Bq/cm<sup>3</sup>、Cs-134が約1E-6Bq/cm<sup>3</sup>、Cs-137が約1E-6Bq/cm<sup>3</sup>

粒子状のI-131が約7E-7Bq/cm<sup>3</sup>、Cs-134が約6E-7Bq/cm<sup>3</sup>、Cs-137が約8E-7Bq/cm<sup>3</sup>

ただし、検出限界値は検出器や試料性状により異なるため、この値以下でも検出される場合もある。

発電所敷地海側における空气中放射性物質の核種分析結果

(データ集約：8/11)

採取場所	福島第一 1～4号機近傍海側						告示濃度限度* (Bq/cm <sup>3</sup> )
試料採取日時	2017年8月10日 6時50分～11時50分						
検出核種 (半減期)	試料濃度 (Bq/cm <sup>3</sup> )	倍率 ( / )	試料濃度 (Bq/cm <sup>3</sup> )	倍率 ( / )	試料濃度 (Bq/cm <sup>3</sup> )	倍率 ( / )	
I-131 (約8日)	ND	-					
Cs-134 (約2年)	ND	-					2E-03
Cs-137 (約30年)	ND	-					3E-03

\* 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則に定める告示濃度限度  
(別表第2第四欄：放射線業務従事者の呼吸する空气中の濃度限度)

試料濃度は、揮発性と粒子状の合計値

． E - とは、 ． × 1 0 ˆ と同じ意味である。

二種類以上の核種がある場合は、それぞれの濃度限度に対する倍率の総和を1と比較する。

本分析における放射能濃度の検出限界値を下回る場合は、「ND」と記載

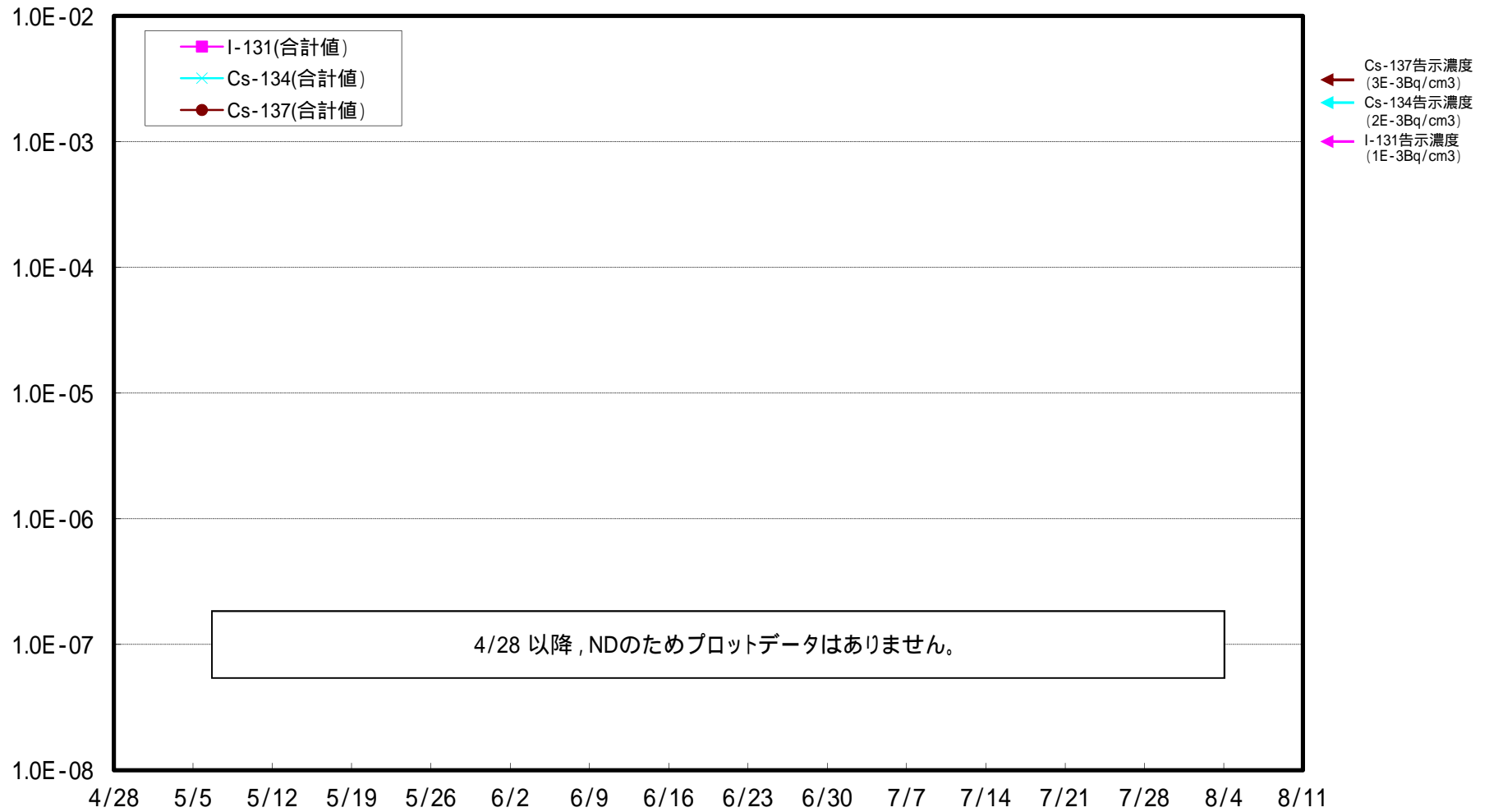
検出限界値は次の通り。

揮発性のI-131が約5E-8Bq/cm<sup>3</sup>、Cs-134が約6E-8Bq/cm<sup>3</sup>、Cs-137が約6E-8Bq/cm<sup>3</sup>

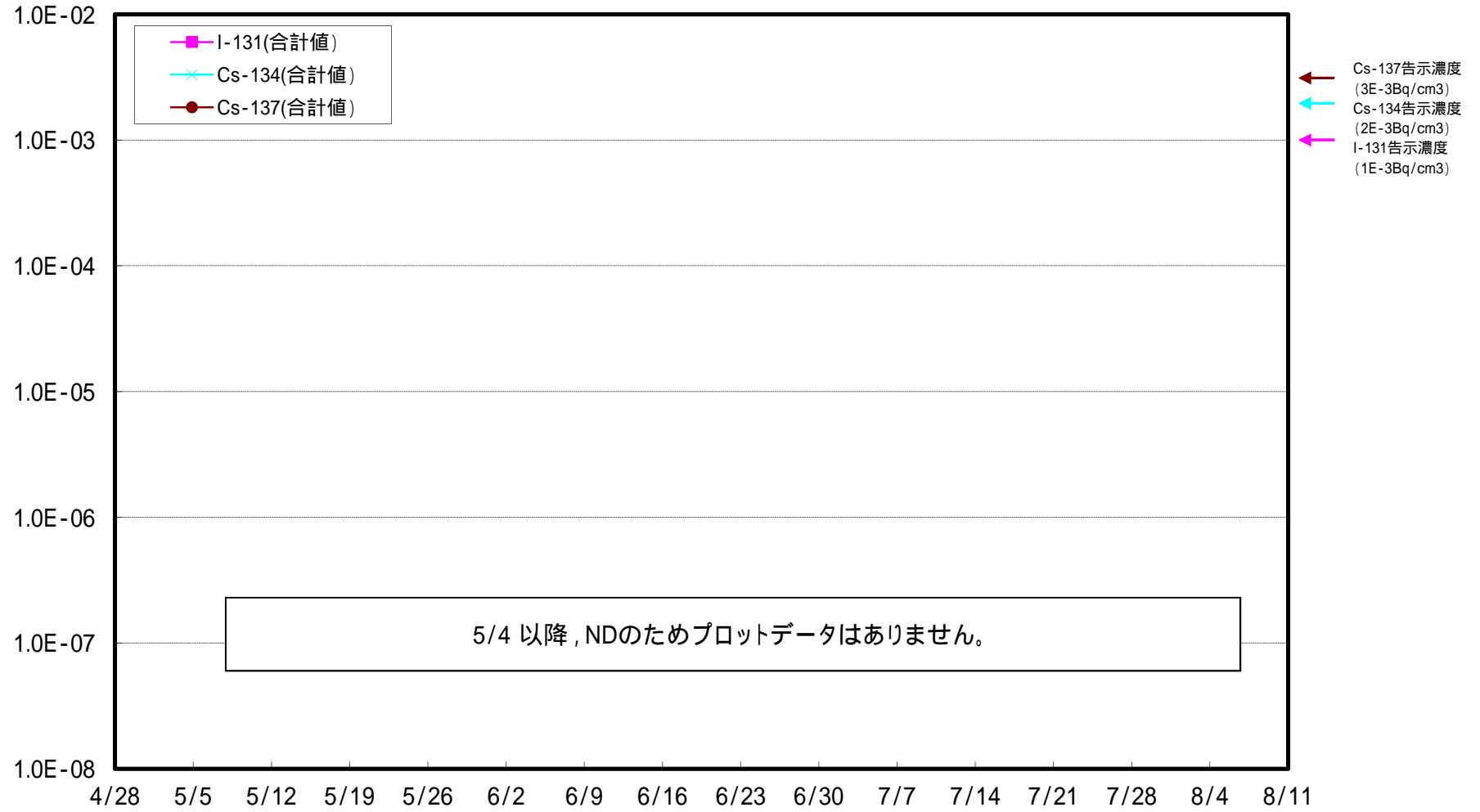
粒子状のI-131が約3E-8Bq/cm<sup>3</sup>、Cs-134が約4E-8Bq/cm<sup>3</sup>、Cs-137が約4E-8Bq/cm<sup>3</sup>

ただし、検出限界値は検出器や試料性状により異なるため、この値以下でも検出される場合もある。

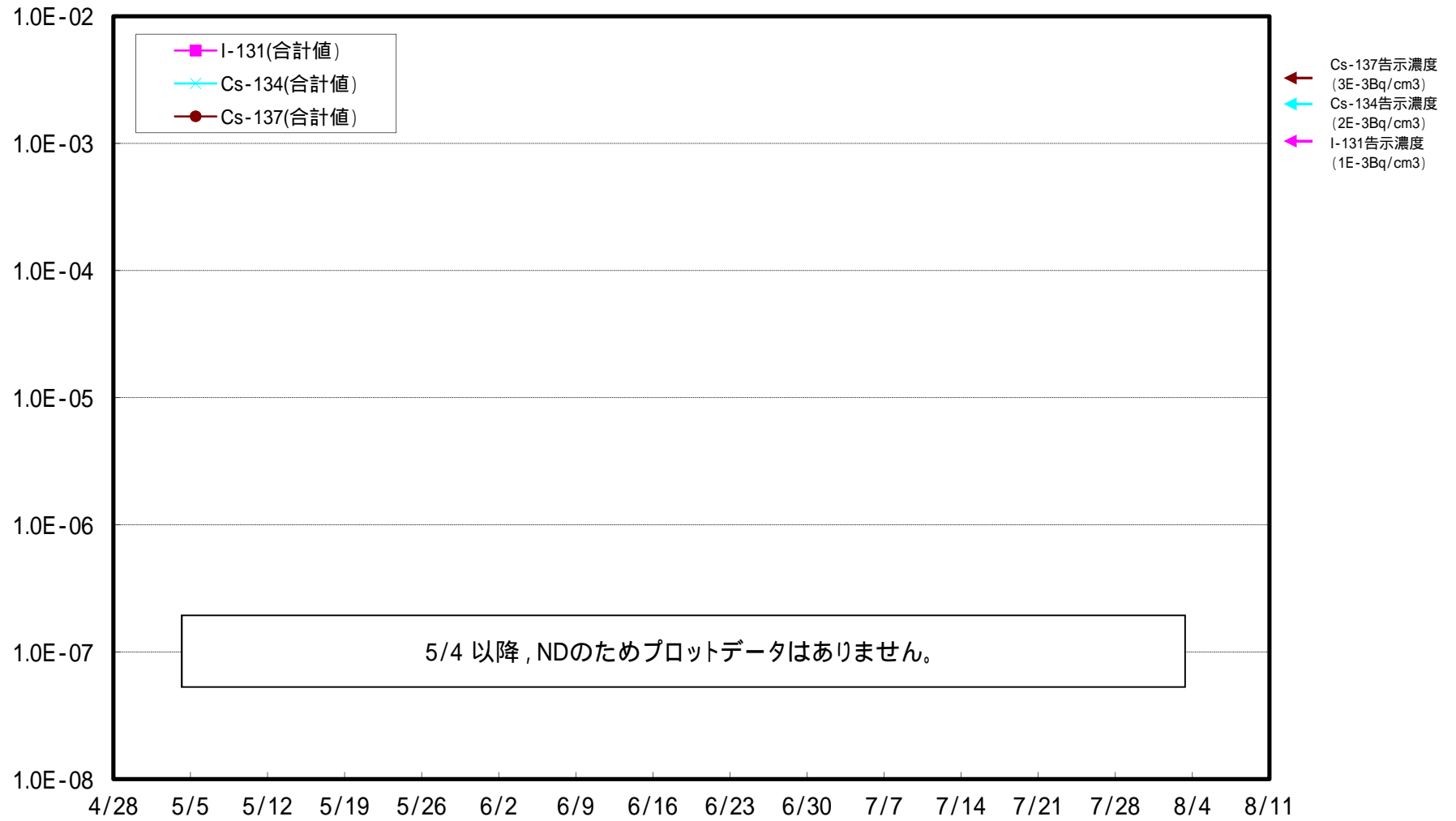
福島第一 西門 ダスト核種分析結果(Bq/cm<sup>3</sup>)



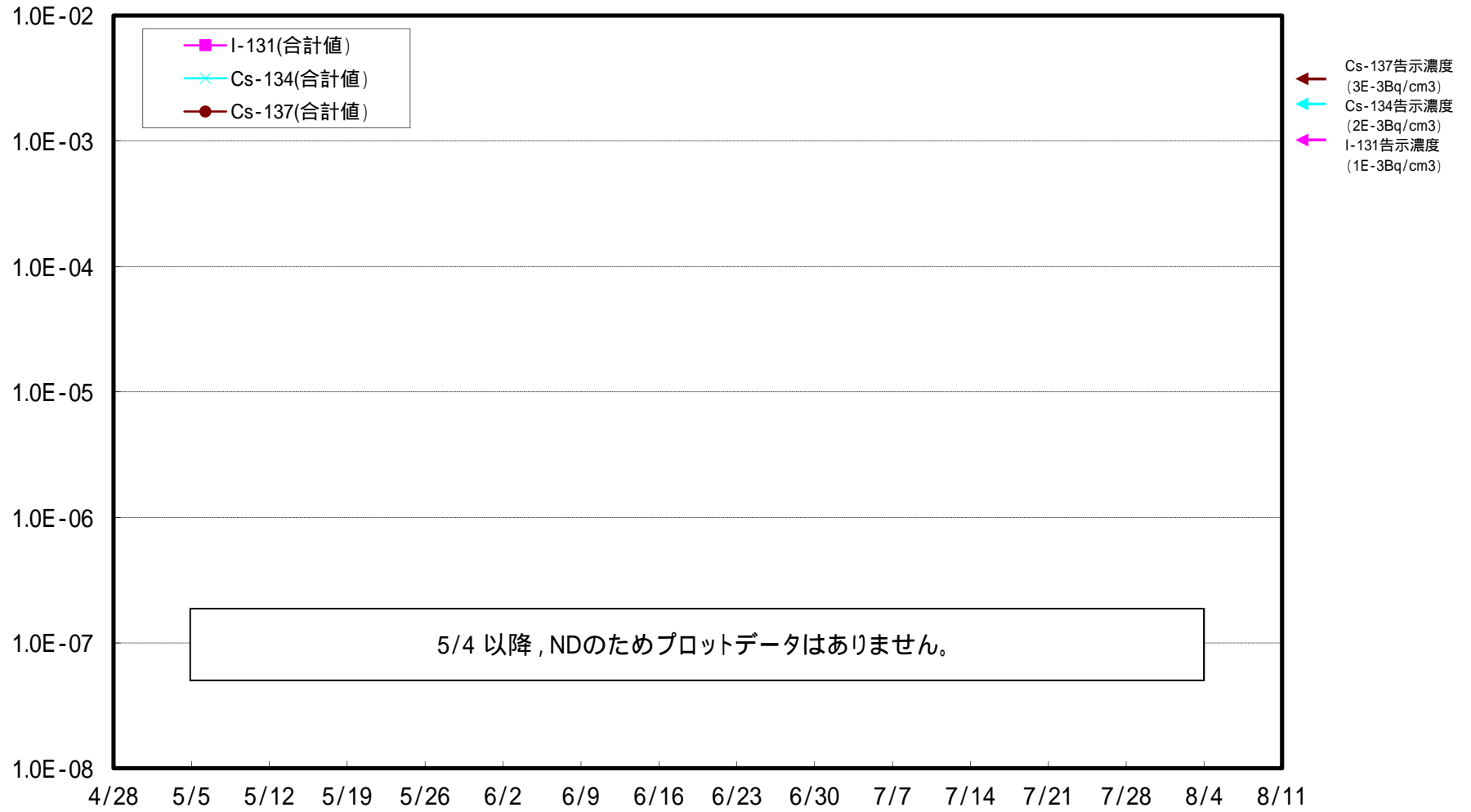
福島第一 1号機北側法面上 ダスト核種分析結果(Bq/cm<sup>3</sup>)



福島第一 1, 2号機西側法面上 ダスト核種分析結果(Bq/cm<sup>3</sup>)



福島第一 3, 4号機西側法面上 ダスト核種分析結果(Bq/cm<sup>3</sup>)



福島第一 1～4号機近傍海側 ダスト核種分析結果(Bq/cm<sup>3</sup>)

